

## 「CONMAR」事件

知財高裁 平成20年6月26日判決  
平成19年(行ケ)第10391号 審決取消請求事件  
キーワード：公序良俗

法4条1項7号を私的領域にまで拡大解釈することで登録を排除することは例外的な場合を除くほか許されないと判示した事案

### 【事案の概要】

本事件は、原告がその前身会社の取引先(被告)の商標「コンマー/CONMAR」を被告に無断で登録したところ、「本件商標の登録を認めることは、公正な取引秩序を乱し、社会一般の道德観念ないしは国際信義に反し、公の秩序を害するものであるから、本件商標は法4条1項7号に該当する。」として登録を無効とした特許庁の審決に対する取消訴訟である。

### 【裁判所の判断】

原告と被告との間の紛争は、本来、当事者間における契約や交渉等によって解決、調整が図られるべき事項であって、一般国民に影響を与える公益とは、関係のない事項であること、本件のような私人間の紛争については、正に法4条1項19号が規定する「他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的・・・をもって使用をするもの・・・」との要件への該当性の有無によって判断されるべきであること、被告が米国において有している商標権は、あくまでも私権であり、被告がそのような権利を有したからといって、原告が、日本において、同商標と類似又は同一の商標に係る出願行為をすることが、当然に「公の秩序又は善良な風俗を害する」という公益に反する事情に該当するものとは解されないこと、(中略)等を総合すると、本件について、原告の出願に係る本件商標が「公の秩序又は善良な風俗を害する」とした審決の判断には、誤りがあるというべきである。

したがって、本件商標に法4条1項7号所定の無効事由があるとした審決は取り消すべきものと判断する。

弁理士 土生 真之